

# AIUのWorldRisk<sup>®</sup>



## 海外進出企業向けサポートプラン

WorldRisk<sup>®</sup>は、WorldRisk<sup>®</sup>普通保険約款に海外事業総合賠償責任特別約款、海外事業自動車賠償責任特別約款、使用者賠償責任特別約款、事業不正行為損害特別約款、政治危険特別約款—輸出入禁止および輸出入許可の取消しの各特別約款がセットされて構成される保険です。

### WorldRisk<sup>®</sup> (ワールドリスク)とは?

海外に進出されている、またはこれから進出される事業者の方々向けに、海外での事故に対する補償をパッケージ化した保険商品、それがWorldRisk<sup>®</sup>です。

### 中小・中堅企業の皆さまを応援します。

海外に商品・製品を輸出・販売したり、海外で技術指導や調査を行うなど、海外ビジネスを展開する中小・中堅企業の皆さまを応援するプランです。



海を渡る夢、  
私たちもお手伝いします。

Create New Value

私たちにしかつくりえない“世界品質”の安心を。

# AIUの海外進出企業向けサポートプランの特長

## ① 日本国内でのお手続き

ご契約や保険金のご請求手続きを日本で行えますので、海外のリスクを日本で集中管理することができます。

## ② 簡単な加入手続き

複数の補償を用意し、必要な補償をお選びいただけるパッケージ型の商品なので、ご加入のお手続きが簡単です。

## ③ 合理的な保険料

複数の補償をそれぞれ単独でご加入いただくより、合理的な保険料でのご提案ができます。

### 補償内容

補償の内容		支払限度額
基本補償	<b>I 施設・業務遂行危険の賠償責任補償</b> 貴社の事業活動(営業活動や作業など)や、貴社の施設(店舗や工場など)が原因となり、海外で他人にケガをさせたり他人の物を壊した場合の損害賠償責任を補償	 対人・対物:1事故100万米ドル 人格権侵害等:1個人/1企業100万米ドル※1 被害者の治療費用:1名5,000米ドル※2
	<b>II 生産物・完成作業危険の賠償責任補償</b> 製造・販売した商品が原因となり、海外で他人にケガをさせたり他人の物を壊した場合の損害賠償責任を補償	 1事故/保険期間中100万米ドル
<b>海外危機対応費用補償:</b> 基本補償IおよびIIの両方をご契約の場合に自動的にセットされます。放火、爆破、人質事件などの危機事案が発生したことにより、他人がケガをしたり他人の物が壊れた場合、またはそれらの発生が切迫している場合に、貴社の信頼・評価の失墜防止のための広報戦略に要する費用などに対して保険金をお支払いします。		
オプション補償	<b>レンタカー等の自動車の賠償責任補償</b> 海外で、レンタカー等の使用が原因となり、他人にケガをさせたり他人の物を壊した場合の損害賠償責任を補償	 1事故100万米ドル
	<b>使用者賠償責任補償</b> 海外で従業員が作務中に被ったケガや雇用状態・環境によってかかった病気についての損害賠償責任を補償	 事故による傷害:1事故100万米ドル 疾病による障害:1名1万米ドル 1事故100万米ドル
	<b>従業員の不正行為による損害補償</b> 海外で従業員に現金・有価証券を盗取されたことによって生じた損害を補償	 1事故/保険期間中2万米ドル
	<b>政治的理由による輸出不能損害補償</b> 輸出先国で発令された輸入禁止措置などによって、輸出予定の商品が輸出できなくなった場合の損害を補償	 保険期間中10万米ドル

※1:人格権侵害等の支払限度額は対人・対物の支払限度額に含まれます。 ※2:被害者の治療費用の支払限度額は対人・対物の支払限度額に含まれます。  
 注1:保険金のお支払いは、被保険者、賠償請求者および弊社(その親会社等支配権を有する者を含みます。)に適用される通商禁止、経済制裁などの法律または規則を遵守して行うものとします。これらの法律または規則には、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)が実施する制裁、法律および規則を含みます。  
 注2:日本ならびに北米は補償地域に含まれません。補償地域は取扱代理店または弊社にお問い合わせください。  
 ●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。 ● 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。

引受保険会社

## AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

http://www.aiu.co.jp

お問合せ先:03-3216-6611

受付時間 :午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

B46-211(B-002786 2015-07)

お問合せ・お申込みは